

都道府県中間年評価書

| 都道府県名 | 広島県 | | | 担当部署 | 農林水産局農業基盤課 | | |
|---|-----------------|-------|------|---------|------------|---------|-------|
| (市町村数) | ①全市町数：23市町 | | | (協定数) | | | |
| | ②対象市町数：19市町 | | | | 基礎単価 | 体制整備 | 計 |
| | ③促進計画策定市町数：18市町 | | | 集落協定 | 623 | 849 | 1,472 |
| | ④交付市町数：18市町 | | | 個別協定 | 6 | 135 | 141 |
| | | | | 計 | 629 | 984 | 1,613 |
| (交付面積) | | | | | | | |
| ①耕地面積：55,600ha ②対象農用地面積総面積：28,288 ha | | | | | | | |
| ③交付面積：21,058ha (基礎単価 6,367ha, 体制整備単価 14,691ha) | | | | | | | |
| ④加算単価面積：集落連携・機能維持加算 296ha, 超急傾斜農地保全加算 211ha | | | | | | | |
| ⑤地目別交付面積：田 20,760ha, 畑 288ha, 草地 7.2ha, 採草放牧地 3.1ha | | | | | | | |
| ⑥交付基準別交付面積：田急傾斜 8,960ha, 田緩傾斜11,031ha, 田8法外特認769ha, 畑急傾斜142ha 畑緩傾斜144ha, 畑8法外特認2ha, 草地緩傾斜7.2ha, 採草急傾斜0.3ha, 採草緩傾斜2.8ha | | | | | | | |
| 交付総額 | 27.4 億円 | 配分割合※ | (個人) | 13.6 億円 | (共同取組) | 13.8 億円 | |
| (協定の概要) | | | | | | | |
| ① 1 協定あたりの概要：参加農家数 16, 交付面積 13ha, 交付金額 170万円 | | | | | | | |
| ② 1 市町あたりの概要：協定数 89協定, 交付面積 1,170ha, 交付金額 1億5,232万円 | | | | | | | |
| ※ H29年度実績は年度終了後でなければ確定しないため、H28年度の割合から算出した推定値を記載 | | | | | | | |
| 交付金交付の評価（運用第17等） | | | | | | | |
| 1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況 | | | | | | | |
| ほとんどの協定において、着実に活動が行われているが、「要指導・助言」の評価を受けた協定については、指導・助言を通じて着実な実施を促す必要がある。 | | | | | | | |
| 2 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況 | | | | | | | |
| ほとんどの協定において、着実に活動が行われているが、「要指導・助言」の評価を受けた協定については、指導・助言を通じて着実な実施を促す必要がある。 | | | | | | | |
| 3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況 | | | | | | | |
| ほとんどの協定において、着実に活動が行われているが、「要指導・助言」の評価を受けた協定については、指導・助言を通じて着実な実施を促す必要がある。 | | | | | | | |
| 4 集落協定内における話し合いの状況 | | | | | | | |
| 8割を超える協定で、適切な話し合いが行われているものの、話し合い回数が減少傾向にあるなど「要指導・助言」の評価を受けた協定については、指導・助言を通じて、話し合い回数・内容の充実を図る必要がある。 | | | | | | | |
| 5 集落戦略への取組状況 | | | | | | | |
| 集落戦略を作成済又は作成中の協定は約11%で、取組を行っている協定は一部に留まっている。集落戦略の必要性について、不要と考える集落協定は約40%、分からないと考える集落協定は約42%を占め、集落戦略の必要性を感じていないことが、取組が拡大しない要因と考えられる。 | | | | | | | |
| ・協定数（指導・助言または返還等の措置が必要な協定以外） | | | | | | 855協定 | |
| ・指導・助言が必要な協定数〔（指導内容による分類は別紙1のとおり）〕 | | | | | | 758協定 | |
| うち、要件にかかる指導・助言が必要な協定数 | | | | | | 90協定 | |
| ・返還等の措置が必要な協定数 | | | | | | 0協定 | |

制度の評価（成果と課題）

① 農業生産体制

〈成果〉

全ての市町が、第4期対策に取り組んでいなければ協定農用地の一部は耕作放棄されていたと考えており、農業生産活動の維持に一定の効果があったと考えられる。

〈課題〉

一方で、次期対策において、農業の担い手が不在又は不足することが一因となって、取組面積を縮小又は取組を中止せざるを得ないと考えている協定は、全協定のうち28%を占める。

これらの協定が必要とする、担い手への農地集積に向けた支援、集落内の調整や他集落との連携に向けた支援等を行うことで、農業生産活動の維持に取り組む必要がある。

② 所得形成

〈成果〉

直接的には、交付総額の約50%が個人配分されており、所得形成に効果が発揮できていると考えられる。

また、共同取組においても、本交付金を活用したトラクター等の共同機械・施設や鳥獣害防護施設の整備により、生産コストや損失を削減することで、間接的に所得形成に寄与していると考えられる。

〈課題〉

一方で、次期対策において、農業生産自体の収益が見込めないことが一因となって、取組面積を縮小又は取組を中止せざるを得ないと考えている協定は、全協定のうち約14%を占める。

これらの協定のうち、新規作物の導入等、収益の向上への取組を実施している又は実施を予定しているのは、約10%に留まっており、収益性の向上を通じた所得形成の取組までは至っていない。

③ 集落維持

〈成果〉

本制度への取組により、協働意識（集落の農地等を保全管理するといった目標を共有し、ともに力を合わせて活動する意識）が一定程度高まったと回答した市町は94%となっており、集落機能の維持に一定の効果があったと考えられる。

〈課題〉

一方で、集落協定内での話し合いの状況について、要指導・助言と評価された集落協定の割合は約16%で、平均話し合い回数は、2.3回/年となっている。（全体平均は4.2回/年）

これらの協定については、集落内での定期的な話し合いにより、効果的な取組や集落コミュニティが維持されるよう、働きかけを行う必要がある。

④ 行政取組等

〈成果〉

本制度は、要件の複雑さや事務の煩雑さ等から、全ての市町で集落等への事務的支援を行っており、市町の支援が制度の活用を下支えしている。

また、未実施地域での説明会や新規協定の策定に向けた地元調整等の取組により、第4期対策開始時以降、毎年度取組面積が拡大している。

〈課題〉

一方で、集落等への事務的支援や交付金事務の業務量が相当あることや、限られた人員で業務を行っていることから、自立的かつ持続的な農業生産活動に関する支援など、より発展的な支援に充てられるマンパワーには限界がある。

制度の簡素化・事務の簡略化・各種様式の改善により、集落等への事務的支援の軽減が望まれる。

また、推進交付金の増額により、臨時雇用やシステム活用による業務効率化が図られ、マンパワー不足が解消されることが望まれる。

⑤制度全体に係る総合的な評価

上記①～④のとおり、農業生産活動・集落機能の維持に効果がみとめられた。

特に、農業生産活動の維持については、全ての市町でその効果がみとめられており、農業・農村が有する多面的機能の持続的な発揮に寄与していると言える。

今後も本制度を継続することは、中山間地域等の農業生産活動の維持に必要と考えられる。

一方で、収益性向上を通じた所得形成には至っておらず、交付金に頼らない農業生産活動への転換は十分に進んでいない。

また、高齢化の進展により、今後、一層活動の核となるリーダーや事務担当者、農業生産活動等の担い手が不足することが想定される。

今後は、担い手への農地集積に向けた支援を行うことで、収益性を高めるとともに、広域化の支援を通じて活動の継続性を高める必要がある。

〈制度の改善・見直しの方向性〉

以上を踏まえ、次のとおり、制度の改善・見直しを提案する。

（１）制度の簡素化

制度の複雑さ、事務の煩雑さ等が、高齢化が進む集落での取組を難しくしており、支援する市町の負担を増大させ、発展的な取組を妨げているため、改善が必要である。

具体的には、各要件間の取組内容の重複等を整理され、制度を簡素にするとともに、事務に不慣れな者であっても、様式に沿って記入すれば容易に書類が作成できるよう、各種様式の改善が必要である。

（２）交付単価の再検証

交付単価については制度開始時（平成12年度）から変更されておらず、現状の諸条件（物価、最低賃金等）に照らして、生産条件の不利性を補正し、中山間地域で農業生産活動を継続するうえで適当な設定となっているか、再検証が望まれる。

（３）集落戦略にかかる制度の改善

集落戦略の作成は、担い手への農地集積や協定の広域化に向けた意識醸成や、新たな人材の受け入れのきっかけにつながると思われるが、地域では作成の必要性が感じられていないことや、広域協定以外には作成によるメリット措置がなくインセンティブが働かないことから取組が進んでいない。

そこで、小規模な集落協定にも広域協定と同様にメリット措置を設けることで取組を推進されたい。

また、人・農地プランと内容が重複しているにも関わらず個別に書類を作成することは、地域・市町の負担を増大させるため、協定農用地が網羅された人・農地プランの策定をもって集落戦略が作成されたとみなすことができるよう、運用を改善されたい。

「指導・助言」の内訳

| 対応の方向 | 集落協定数 | 個別協定数 |
|-----------------------------|-------|-------|
| ① 話し合い活動の充実 | 46 | 0 |
| ② 非農家等多様な人材の参画推進 | 10 | 0 |
| ③ 市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化 | 16 | 0 |
| ④ 地域外者等との連携強化 | 5 | 0 |
| ⑤ 近隣集落等の連携強化 | 19 | 0 |
| ⑥ 活動内容の再検討(変更) | 8 | 0 |
| ア 活動目標 | 7 | 0 |
| イ 達成目標 | 2 | 0 |
| ウ 加算措置 | 1 | 0 |
| エ 単価 | 0 | 0 |
| ⑦ 組織的な営農活動の導入 | 2 | 0 |
| ⑧ 共同取組活動の充実 | 32 | 0 |
| ⑨ 共同取組活動や集落行事の再点検(内容や参加状況)* | 93 | 0 |
| ⑩ 協定参加者の意向把握* | 496 | 0 |
| ⑪ 農業者や農業生産活動の状況を提示(課題の明確化)* | 12 | 0 |
| ⑫ その他() | 132 | 0 |

*は「集落協定内での話し合いの状況」「集落戦略への取組状況」のみに該当する指導助言項目
注) 中間年評価の結果、市町村が必要とした指導・助言の内容を集計して下さい。

「返還措置等」の内訳

| 指導内容 | 集落協定数等 | |
|---|--------|-------|
| | 件数 | 金額(円) |
| ① 農業生産活動等の未実施(全額遡及返還) | — | |
| ② 多面的機能の増進活動の未実施(全額遡及返還) | — | |
| ③ 耕作放棄地等の復旧等の未実施(当該農用地分の遡及返還、当該年度以降全額交付停止) | — | |
| ④ 耕作放棄地の管理の未実施(次年度以降全額交付停止) | — | |
| ⑤ 水路・農道等の維持・管理の未実施(全額遡及返還) | — | |
| ⑥ 個別協定【委託契約等の解除、農業生産活動等の未実施、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の未実施】(当該農用地分の全額遡及返還、当該農用地分の次年度以降交付停止、2割相当の遡及返還) | — | |
| ⑦ 集落マスタープラン(次年度以降全額交付停止) | — | |
| ⑧ 体制整備の未実施(2割相当の遡及返還) | — | |
| ⑨ 加算措置の未実施(加算分の遡及返還、次年度以降交付停止) | — | |

注) 中間年評価の結果、市町村が措置することとなったものを集計して下さい。

都道府県の推進活動等

| 都道府県名 | 広島県 | 担当部署 | 農林水産局農業基盤課 | | | |
|---|----------------|------------------------|--------------|------------------------|-----------------|-----------------------|
| 1 市町村の取組に関する集計 | | | | | | |
| (1) 推進体制 | | | | | | |
| ① 市町村数：18市町 | | | | | | |
| ② 1市町村当たりの担当者数：2.9人 | | | | | | |
| ③ 業務の内訳 | | | | | | |
| | 協定書審査・ 交付事務 | 集落等への 事務支援 | 実施状況の 確認 | 共同取組活動 等への指導・ 助言 | 関係機関・団 体との調整 | ※業務量が多い順に 順位づけして回答 |
| 1位 | 10 | 6 | 1 | 1 | | |
| 2位 | 2 | 6 | 7 | 3 | | |
| 3位 | 6 | 5 | 4 | 2 | 1 | |
| (2) 支援体制 | | | | | | |
| ① 関係機関・団体との連携状況（連携している市町村数） | | | | | | |
| 農業委員会：14市町 市町の他部局：9市町 都道府県の出先機関：7市町 JA：4市町 農地中間管理機構：4市町 土地改良区：2市町 その他：1市町（土地改良事業団体連合会） | | | | | | |
| ② 連携の内容 | | | | | | |
| ・市町の他部局：農業振興地域の指定状況，ほ場整備等の実施状況等の確認，税関係の相談等 | | | | | | |
| ・県の出先機関：事業制度の確認，疑義事項の照会，説明会の補助等 | | | | | | |
| ・農業委員会：農地の状況（利用権設定・荒廃農地の状況）の確認，耕作者の斡旋等 | | | | | | |
| ・JA：集落からの相談の協議，作付状況の把握等 | | | | | | |
| ・農地中間管理機構：農地集積に関する相談 | | | | | | |
| ・土地改良区：広域化に関する連携等 | | | | | | |
| ・土地改良事業団体連合会：事業の確認 | | | | | | |
| ③ 「支援チーム」による取組 | | | | | | |
| いずれの市町も支援チーム体制はとっていない。 | | | | | | |
| (3) 集落等への支援内容・効果 | | | | | | |
| ① 市町村が行った主な支援内容、 | | | | | | |
| | 事務支援 | 活動内容等に 関する指導・ 助言 | 新規取組への 支援 | 交付事務 | 制度周知 | その他 |
| 1位 | 11 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 |
| 2位 | 7 | 8 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 3位 | 5 | 2 | 2 | 0 | 1 | 2 |
| ② 市町村による支援の効果 | | | | | | |
| 多く挙げられた意見は次のとおり。 | | | | | | |
| ・協定の事務負担の軽減を通じて，高齢な集落等でも取組が維持された。 | | | | | | |
| ・取組面積の拡大につながった。 | | | | | | |
| ・活動への意欲が向上した。 | | | | | | |
| ・適切な事業実施につながった。 | | | | | | |
| ・農地集積につながった。 | | | | | | |
| ③ 市町村の自己評価結果 | | | | | | |
| 18市町中17市町が一定の効果があり，有効な支援であったと自己評価している。 | | | | | | |
| 1市町は，あまり効果がなく，さらなる取組が必要と自己評価している。 | | | | | | |

2 市町村の自己評価に対する都道府県の評価

(1) 市町村の推進活動等に関する評価

未実施地域での説明会、新規協定の策定に向けた地元調整や協定書作成への助言等により、取組面積の拡大につながっている市町もあり、推進活動等の効果が表れている。

また、市町による事務支援なくしては適切な事業実施が困難な地域も多く、市町の推進活動等による下支えが取組の維持・拡大に寄与している。

(2) 今後、必要な支援

高齢化により地域での農業生産活動等や事務への負担感が増しているため、広域化による担い手の確保や事務の一本化、事務の外注化に向けた指導・助言が必要となる。

また、一部の協定では、取組に遅れがみられるため、平成31年度末までに実施されるよう、継続的な状況確認・助言が必要である。

3 都道府県による市町村への支援の内容等

(1) 都道府県の推進体制

当県においては、本庁の農業基盤課が中国四国農政局との調整、取りまとめ等を行い、地方機関である農林水産事務所が市町への交付事務、指導・助言、抽出検査等を行っている。

また、農林水産事務所においては、事業制度の説明会や実務研修会を開催し、農業基盤課は市町・JA向けや活動組織向けの広域化セミナーを開催している。

(2) 市町村に対する支援内容と効果

| | |
|------|----------------------|
| No.1 | 適切な事業実施に向けた指導・助言 |
| No.2 | 疑義事項への回答・助言 |
| No.3 | 事業制度の説明会・広域化セミナー等の開催 |

市町村に対する支援の効果

実務研修会・交付金事務・抽出検査等を通じた指導・助言や、疑義事項への回答・助言により、適切に事業が実施されている。

事業制度の説明会や広域化セミナーにより、制度変更に対応した新たな取組や広域化に向けた市町の推進活動につながった。

4 都道府県の推進活動等に関する自己評価等

(1) 都道府県の推進活動に関する自己評価

上記3(2)のとおり、各市町の状況に精通した地方機関を主としたきめ細かな指導・助言が、適切な事業実施及び取組の推進につながっており、一定の効果があったと考える。

(2) 本制度の推進に関する課題と今後、必要な支援

優良農地を維持し、担い手に集積していくため、広域化を推進する市町への一層の支援と、市町、農業委員会及び農地中間管理機構との連携を支援する必要がある。